

視点や論点をいかに提起できるのか、常に意識しつつ国際研究交流も進めてほしい。  
 (学文社刊 2014年10月発行 A5判 189頁 本体価格3,300円)

高橋 裕子 著

『明治期地域学校衛生史研究

中津川興風学校の学校衛生活動』

坂本 紀子 (北海道教育大学)

1 本書は、著者が2012年に兵庫県立大学に提出した学位請求論文「明治期地域学校衛生史研究—中津川興風学校を事例として—」を加筆修正したものである。現中津川市立南小学校に残されている、主に『中津川興風学校日誌』の分析をとおして「学校現場の視点から明治期の学校衛生を明らかにする」ことを目的としている。これまでの学校衛生史研究は、制度史の枠組みの中でとらえられてきたため、「地域の学校現場から」の「明治政府への働きかけや影響」に視点を向けることを課題としている。従来の制度史研究に対して、実態史からとらえようと試みたこと、そのため、これまで学校衛生史研究の出発点だった学校衛生制度が実施された時期よりも前の、1870年代も分析対象としたところに本書の特徴がある。また、地域に残された学校関連資料を活用することによって、これまでの学校衛生史研究に新たな研究視角と方法を提起した意欲的な著書である。以下、各部の内容の概略とともに筆者の意見を述べたい。

本書の構成は、次のとおりである。

序章 課題と方法

第一部 学校構想と初期の学校衛生活動—学校創設(明治六年)から明治一二年—

第一章 中津川興風学校の学校構想

第二章 明治初期における小学校の病気欠席の問題

第二部 地域と教師たちの学校衛生活動—明治一二年から明治二四年—

第一章 明治一二年のコレラ流行に対する中津川興風学校の「閉校」措置

第二章 中津川興風学校と岐阜県私立衛生会の接点—地方私立衛生会の活動と学校

衛生—

第三部 明治政府の学校衛生政策と学校現場—明治二四年以降—

第一章 明治政府の学校医制度—三宅秀と三島通良の学校医論の比較—

第二章 中津川興風学校の学校医の活動とその意義

終章

なお本書の巻末には、1874年から1904年の『中津川興風学校日誌』を資料とした「中津川興風学校の学校衛生活動年表」が付されている。

2 (1) 第一部では、興風小学校がその前身である「時習館」創設者の主導によって設立されたこと、その設立者等の主体性が、この後展開される学校の衛生活動を推進する基盤になったことが明らかにされている。また1876年に、病気を理由に5日間以上子どもが学校を欠席する時は、医師の診断書である「医安書」を提出させたことを取り上げ、同校が学校に医師を関わらせた最初の事例であると評価している。そして、「医安書」を添付させたのは、病気と偽り学校を欠席する子どもたちへの対応策(就学向上のため)ではなく、病気や発育不全の子どもを療養させ、「学校生活を送るのに必要な発育や回復を見てから就学させる」という「現代の学校保健の発想で」あったと結論づけている。それは同校が農繁期の欠席を許していたことから、あえて病気を理由に欠席する必要がなかったからだと説明している。興風小学校の設立者等は時習館設立者と重なり、確かに学校教育に主体性を持った人びとであったといえる。また、欠席届に添付された「医安書」を取り上げたのは、学校保健研究を専門とする著者ならではの着眼点であろう。

しかし、同時期におけるほとんどの小学校の設立費用は、学校教育に期待し積極的に関わった人びとからの寄付金で賄われている。興風小学校設立者の主体性の何が、その後の学校衛生活動にどのように結びついていったのだろうか。その説明が必要であろう。また農繁期の欠席は、後に各小学校で農繁休業日を設けたように、多くの小学校で了解されていたと思われる。この時期の「就学」を対象にした先行研究が課題としたのは、農繁期以外でも病気を理由に就学しない子どもたちのことである。欠席届に医師の診断書を添付した事実をもって、設立者等が就学向上(出席率向

上)策よりも、子どもの病気快復を優先し復学後の学校生活に心を働かせていたと結論づけるには、さらに実証が必要であろう。ちなみに『中津川市史』によると、「医安書」の添付が必要になる1876年の同校の就学率が、1873年および1875年に比べて低くなっているのだが、それとの関係はなかったのだろうか。また、当時の中津川の子どもたちは病気にかかる際に、すぐに「医安書」を医師に作成してもらえるような物理的、経済的環境にあったのだろうか。

(2) 第二部では、学事関係者であり地方行政にも関わる肥田通一等の発議によって小学校で開催された、1879年のコレラ会議の記録が分析されている。まだ発病者はいないが、近隣町村にコレラ患者が発生したことを受け、学校を閉校するべきか否かが議論された。「進業」を「怠る」よりは衛生環境に注意して授業を継続するべきだと主張する教員に対して、閉校を主張した教員小林廉作の「怠惰は後に醫す可し」という発言に注目し、そこには閉校によって遅れた学習は後で取りもどすという「衛生と教育を両立させる」意図があったとして評価している。それは「学校教育に資する保健管理」という現代の学校保健に通じる見解だという。また、1883年に設立された私立の衛生会や岐阜県下の連合衛生会を取り上げ、大会において学校衛生に関する内容が扱われていたことを指摘し、県下の衛生事業が衛生委員や衛生会の主導で実施されていたことを明らかにしている。その私立衛生会に小林と、郡医であり後に興風小学校の校医となる林淳一が会員になっていたことを重視し、さらに学校を会場として衛生会が頻繁に開催されている『日誌』の記録から、興風小学校と衛生会の交流や衛生活動は同校側からの内発的な動機に基づいたものであると指摘する。そして、学校衛生が政府の啓発や制度の確立によって発展してきたというこれまでの解釈とは異なるとの見解を提示している。学校衛生に関わる教員や学校設立者等の見解、および学校衛生が地方の衛生会をとおして具体化された側面を持っていたことは注目にあたいる。また、病気や衛生は生命に関わる問題だから、制度が確立していない当時にあっては、地域の行政担当者や学事関係者に独自の判断が迫られる事態が生じたであろうことも理解できよう。

しかし、学校で行われたコレラ会議は、肥田通

一が郡吏から「予防法」を厳重に施行する旨を受け、開催を発議したものと推測される。著者は、閉校反対者の根底に、反対はするもののコレラ病に対する恐怖心があったのではないかと述べているが、「校中一人の病者あらは」一般の人びとも含めた「衆人の害なり」と繰り返し閉校賛成者が述べているように、むしろ「人民公衆の害を恐れ」るその恐怖心そのものが閉校を主張する人びとの思いだったと筆者には読みとれる。「衛生と教育の両立」に意義を見出すのであれば、小林も賛同したはずの両派議論の結果導き出された妥協ともいべき、「教員は自宅で受け持ちの生徒に授業する」という最終結論こそが、学校衛生という観点からどのようにとらえられるのか論じるべきではなかっただろうか。

この時期は三新法の施行により地方自治体制が整えられ、学校や衛生活動もその中で扱われていく時期であったことを考慮する必要がある。地方での伝染病や衛生情報の報告体制を整えたうえで内務省衛生局(長与専斎)が主導し、自治衛生すなわち衛生行政の地方化を充実するために衛生委員や衛生会の設置を奨励したことは歴史学分野で明らかにされている。医師は、衛生や伝染病に関する知識を人びとに啓蒙する役割が期待されていた。したがって林の動向はそれに準じたものだったとも理解できる。小林が衛生会の会員だったことも頷ける。1880年代後半から教育会が各地で設立されるが、中には「教育衛生会」という名称の組織もあった。多くの子どもを集会させる学校にとって「衛生」問題は重要だったから、小林に限らず他の学校の教員も衛生会の会員になっていたと推測される。また本書で取り上げた衛生会で議論されていた学校衛生に関する事項は、1882年の『文部省示諭』にあるものと同じである。筆者には、文部省の動向も受けとめ岐阜県で学校衛生に関する事項を具現化したのが衛生会だったと読みとれる。

当時、小学校が戸主会や農談会等のあらゆる団体の会合の場として活用されたことは周知のことである。殊に興風小学校の校舎の一部は、1879年11月以後「戸長役場」となり、「学校中にては、教員と監事との職務混雜して分明ならず」の状況にあり(卷末資料)、地域行政の中心機関でもあった。中津川における同校は、県(政府)の指示や地域行政の意向が集約する場でもあったことを

ふまえ、学校での衛生活動をとらえる必要があろう。

(3) 第三部は学校医制度をめぐっての記述であり、実質的にそれを具体化した三島通良の学校医論が「国家のための国民づくりという教育の目的」を前提にしていたことが整理されている。学校医制度は、当初、校医がその職務中に治療を行うことを禁じていたが、興風小学校の校医である林はトラホーム患者を治療していたとし、後に校医による校内治療が認められたことから、制度に先行し治療していた同校の先駆性が評価されている。学校医による校内治療が認められる前に、新潟や大阪同様に興風小学校も治療していたことは注目されよう。

しかし、著者が本書で取り上げている三井登の研究には、校内治療が行われたのはトラホーム患者の治療が長期にわたること、そして「下層労働者層」が多かったため通院（しない）できないという背景があったと指摘されている。興風小学校で治療が行われた理由、内実を明らかにしてこそ、制度に先行して治療を行ったことの意義が見いだせるのではないだろうか。

3 学校衛生は、文部省の動向はもちろんあるが、地方の衛生行政や地域社会の実情が大きく関わってくる。学校（『日誌』）の分析と教育制度の二項対照で学校衛生を考察するのではなく、医療や歴史学分野等の先行研究もふまえ、それを（学校や学事関係者も）地方行政や地域の実情と関連させ重層的にとらえることによって、新たな学校衛生の輪郭が見えてくるのではないだろうか。

（学術出版会刊 2014年11月発行 A5判 322頁 本体価格4,800円）

新藤 浩伸 著

『公会堂と民衆の近代

歴史が演出された舞台空間』

上野 景三（佐賀大学）

本書は、1929（昭4）年に設立された日比谷公会堂を主たる研究対象として、公会堂のもつ役割と機能について解明しようとしたものである。これまで日本の社会教育史研究は、公会堂についてふれることはあっても、公会堂の役割や機能につ

いて本格的に論じたものはなかった。その意味で本書は、社会教育史研究の新たな扉を開いた貴重な研究であるといえる。

日本の社会教育施設の歴史研究は、主に戦後の公民館のルーツを探る問題意識、もしくは青年の家などにつながる日本青年館等の青年教育施設の成立過程解説といった問題意識もって取り組まれてきた。それらは、ともに地方改良と自治民育と施設との関係解説を主要なテーマにしてきた。だが、本書は、都市問題調査と市民教育と公会堂の在りようをテーマにし、都市装置としての公会堂と社会教育の関係について実証的に解説しようとした研究として位置づけられる。

本書の構成を示しておこう。

### まえがき

序 章 歴史の中の公会堂——人が集まる場所の論理を紡ぐために

第1章 公会堂の誕生——明治・大正・昭和

第2章 東京市と公会堂計画

第3章 日比谷公会堂と催事

第4章 公会堂の機能

第5章 戦後の公会堂——「公」会堂とは何であったか

終 章 歴史が演出された舞台空間

あとがき

まえがきで、本書の目的を「主に大正期以降日本の各地方都市で整備された大規模集会・娯楽施設としての公会堂、とくに東京市日比谷公園内に1929（昭和4）年に開館した日比谷公会堂を中心的な対象に据え、その設立経緯、事業内容および果たした役割に関する考察」にあると述べる。序章では、具体的な研究課題として(1)公会堂の設立経緯—多目的ホールの形成過程、(2)公会堂における事業内容—関わった人々と媒介された知、(3)公会堂の果たした役割—「公」会堂の意味と戦後社会の位置づけ、の三点が挙げられ、研究方法としては、全国の公会堂が所有している資料、また日比谷公会堂の所蔵資料、当時の雑誌、新聞報道等に依拠しながら、その果たした役割を立体的に描き出す手法をとっている。第1章では、明治期以降の全国各地で建設された公会堂の設立経緯及び事業内容の分析が行われている。第2章では、東京市の都市計画、文化事業の在りようと、